

令和7年4月8日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康至
(公印省略)

「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置
に対する財政支援の延長等について」の一部改正について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について日本医師会から通知がありました。

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に係る利用者負担および保険料の減免に対する財政支援等が令和7年度においても継続されることは、本会より令和7年3月27日付にてお知らせしたところですが、本通知は、今般、福島県飯舘村の一部および葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和7年3月31日に指定が解除されたことを踏まえ、厚生労働省より各都道府県行政に対して、財政支援の内容を一部改正する旨の事務連絡が発出されたことのお知らせです。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

・介護保険最新情報 Vol. 1370

「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」の一部改正について（令 7.3.31 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡）

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737